平成 17 年 10 月 1 日 条例第 23 号

(目的)

第1条 この条例は、由布市を安全で住みよいまちにするために地域安全活動と生活環境の整備を推進することにより、防犯、防災、 交通安全の保持等の未然防止を図り、市民生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、由布市に住所を有する者 及び滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、商店、事業所等 の所有者及び管理者をいう。

(市の任務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を 推進するものとする。

- (1) 市民の地域安全意識の高揚を図るための啓発活動に関すること。
- (2) 市民の地域安全活動に対する助成その他の支援活動に関すること。
- (3) 市民の生活安全を確保するための環境の浄化及び環境の整備に関すること。
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 市は、前項各号に掲げる事項を実施するときは、関係機関、団体等と緊密な連携を図らなければならない。

(市民及び事業所等の協力)

第4条 市民は、自らの生活安全確保及び地域安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する地域安全活動の推進のための施策に協力するものとする。また、事業を営む者にあっては前条のほか、生活安全上必要とする措置を積極的に講ずるよう努めるものとする。

(推進協議会の設置)

- 第5条 市は、生活安全確保のため、由布市安全で住みよいまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、<u>第3条第1項</u>に関する事項及び市民生活の安全に関する 問題の発生状況、解決策等について協議し、必要により市長に意見 を述べることができる。
- 3 協議会は、委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。